

退職したあとの医療保険はどうなるの？ 「退職者医療制度」をご存知ですか

会社などを退職して国保に加入し、被用者年金(厚生年金など)を受けられる75歳未満の人とその被扶養者は、「退職者医療制度」でお医者さんにかかることができます。
対象になったら必ず届出をしましょう。

○対象になる人

次の条件のすべてに当てはまる人とその被扶養者です。

- ①国保に加入している人
- ②老人保健の適用を受けていない人
- ③厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる人で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある人

被扶養者(扶養家族)とは

退職被保険者と生活をともにし、主に退職被保険者の収入によって生計を維持している次の人です。

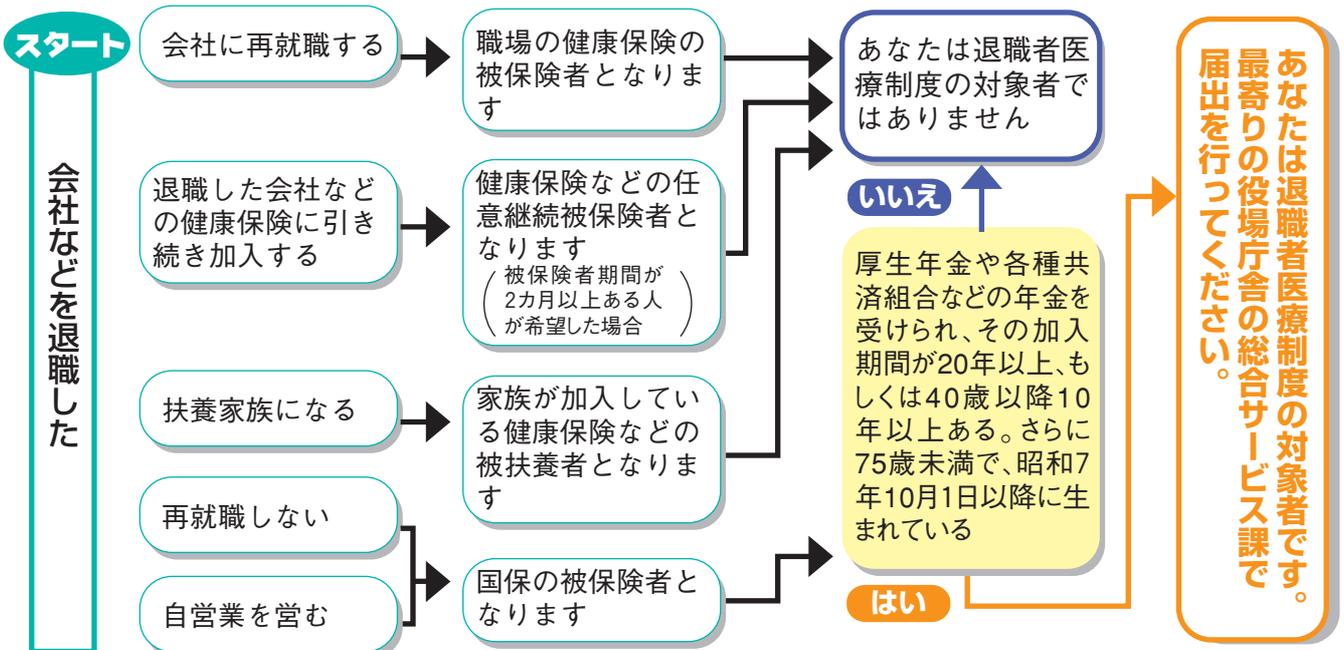
1. 退職被保険者の直系尊属、配偶者(内縁でもよい)と、3親等以内の親族、または配偶者の父母と子
2. 国保の加入者で老人保健の適用を受けていない人
3. 年間の収入が130万円(60歳以上の人や障害者は180万円)未満の人

※退職被保険者本人が老人保健制度の対象者となった場合、その被扶養者は国保の一般加入者となります。

○対象になる日

年金の受給権が発生した日です。年金証書などを受け取ったら14日以内に保険証、印かん、年金証書などを持って各庁舎の総合サービス課または福祉保健課に届け出てください。「退職被保険者証」が交付されます。

あなたは退職者医療制度の対象者？



問い合わせ 役場(千畑庁舎)福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

児童扶養手当制度のお知らせ

離婚や死亡などにより父親がいない家庭や、病気・ケガのため身体や精神に障害がある父親を持つ家庭で、18歳に達した日以後の最初の3月31日まで(身体や精神に障害のある児童の場合は20歳未満)の児童を養育している母親又は、母親に代わって養育している方に手当が支給されます。

ただし、老齢福祉年金以外の国民年金、恩給、厚生年金などの公的年金を受給している場合や事実上の婚姻状態にある場合には支給されません。

■支給額	支給内容	支給額(児童1人の場合)平成18年4月～
	全部支給	月額 41,720円
	一部支給	月額 41,710円～9,850円の間

■手当を受ける資格がなくなる主な場合

- 婚姻したとき又は届を出さなくても事実上婚姻関係(内縁・同居・生計同一)となったとき。
 - 受給者が公的年金を受給するようになったとき。
 - 対象となる児童を養育しなくなったとき。
 - 対象となる児童が父又は母の死亡により公的年金を受給するか、父母が受給する公的年金の加算対象となったとき。
- ※このような状態に該当した場合や転出する場合には、速やかに福祉保健課福祉班に届け出してください。資格が喪失した後も引き続き手当を受給していた場合は、受給資格が無くなった月の翌月からの分を全額返還していただくことになります。

特別児童扶養手当制度のお知らせ

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を監護する父母、又は父母に代わってその児童を養育している人に対して、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

ただし、児童が福祉施設等に入所している場合や、障害を理由に公的年金を受けられることができる場合は支給されません。

■支給額	等級	支給額 平成18年4月～
	1級	月額 50,750円
	2級	月額 33,800円

■手当を受ける資格がなくなる主な場合

- 対象児童が施設に入所することとなったとき。
- 対象児童の障害が政令で定める程度でなくなったとき。
- 対象児童が、障害を事由として公的年金を受給することとなったとき。
- 受給者が対象児童を監護あるいは養育しなくなったとき。
- 対象児童や受給者が死亡したとき。



役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2164)

地域包括支援センターをご利用ください

65歳以上の高齢の皆さんを地域ぐるみで支えるための拠点として、平成18年4月に地域包括支援センターを設置しています。

皆さんがいつまでも自分らしく住み慣れた地域で生活していけるように介護予防や権利擁護のこと、福祉や医療に関する相談などに対応しますので、悩みや疑問は1人で抱え込まず、地域包括支援センターにご相談ください。

なお、支援の内容や連絡先など、詳しいことについては広報4月号と同時に配布した「地域包括支援センター 利用のてびき」をご覧ください。



美郷町地域包括支援センター(役場福祉保健課内) ☎0187(84)4907